

農福連携による地域共生社会実現に関する協定書

広島県（以下「甲」という。）、竹原市（以下「乙」という。）、三原市（以下「丙」という。）、東広島市（以下「丁」という。）は農福コンソーシアムひろしま（以下「戊」という。）と農福連携による地域共生社会を構築するプラットフォームの実現に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に連携して官民を超えたネットワークにより取り組む次の活動によって、地域共生社会の実現を目指すものである。

- （1）障がいのある人はもちろん、ひきこもり状態にある人をはじめ、地域で生きづらさを抱える人が生き生きと働く環境づくり
- （2）個人や法人等すべての者が農福連携に主体的に参画するインクルーシブなコミュニティづくり
- （3）農業を起点に、地域内外で調達から生産、加工、流通、消費が循環する持続可能な地域循環型経済圏の仕組みづくり

（連携協力事項）

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）農福連携による多様な人材が活躍できる環境整備
- （2）農福連携に取り組む組織の拡充
- （3）農福連携による事業化の実現
- （4）農福連携による地域共生社会の実現
- （5）その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

（守秘義務）

第3条 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、本協定期間中はもとより終了後も第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（協議事項）

第4条 甲、乙、丙、丁及び戊は、第2条に定める事項を効果的に推進するため、それぞれに連絡窓口を設置し、適宜協議を行う。また、総合的な事務管理など実務に係る窓口は、戊が担う。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和9年3月31日までとする。

- 2 本協定の有効期間の満了の日の1月前までに、いずれの当事者からも更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定の有効期間は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協定解除）

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊は、相手方に対して1月前までに書面による通知をすることにより、相手方に何らかの責任を負うことなく本協定を解除することができるものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙、丙、丁及び戊が別途協議して定めるものとする。

本協定の証として本協定書を5通作成し、5者署名の上、各1通を保有する。

令和7年1月16日

甲 広島市中区基町10番52号

広島県

広島県知事

湯崎英彦

乙 竹原市中央五丁目1番35号

竹原市

竹原市長

今菜敏希

丙 三原市港町三丁目5番1号

三原市

三原市長

岡田吉弘

丁 東広島市西条栄町8番29号

東広島市

東広島市長

高垣廣徳

戊 竹原市吉名町宗越798番地

農福コンソーシアムひろしま

代表

伊藤大悟